

(公 印 省 略)
北九保地保第424号
平成26年9月18日

指定医療機関管理者 様

北九州市保健福祉局長 工藤 一成

生活保護受給者の転院に関する取り扱いについて（お願い）

生活保護法の医療扶助については、日頃よりご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、医療扶助を受けて入院中の患者で、他院への転院が必要となった場合、入院中の医療機関から、原則として転院前に書面により連絡していただくこととなりました。
(平成26年8月20日付、厚生労働省社会・援護局保護課長通知)

これまで、電話連絡等で福祉事務所にご連絡をいただいていたましたが、今後は、転院が必要となった理由、転院先予定医療機関等について、別添の「転院事由発生連絡票」により、ご連絡いただきますようお願いいたします。

<転院前> 原則として転院前に、別添の様式で福祉事務所に連絡してください。

- (1) 緊急の場合を除き、転院前（1週間程度前をお願いします。）
- (2) 様式は、市ホームページにも掲載しています。

*市ホームページ：トップページ→くらしの情報→福祉・人権→生活保護

<転院> 緊急の場合を除き、福祉事務所からの承認の連絡後に転院となります。

- (1) 転院承認の連絡

各区保護課の嘱託医協議等で検討し、その結果、必要やむを得ない理由があると認められるときは、福祉事務所の担当者から転院を承認する旨連絡します。

- (2) 入院可否意見書発行

福祉事務所から転院先指定医療機関に入院可否意見書を発行し、提出を依頼します。

- (3) 嘱託医協議

入院可否意見書により、入院承認期間等を検討し、医療扶助の変更決定をします。

<転院後>

- (1) 福祉事務所では、転院先指定医療機関で行われた検査、治療等が適切に行われているか、レセプト点検等により検討します。
- (2) 必要な場合は指定医療機関への個別指導の実施を検討します。